

香芝市告示第 9 1 号

近鉄五位堂駅、近鉄下田駅、近鉄関屋駅、ＪＲ志都美駅及びＪＲ香芝駅の各自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車及び原動機付自転車は、次のとおり香芝市自転車等の放置防止に関する条例第 9 条により、撤去し保管しています。所有者の方は、至急引取りに来て下さい。

なお、引取りのない場合は、同条例第 1 0 条第 3 項の規定に基づき、当該自転車等を処分します。

平成 2 1 年 8 月 3 日

香芝市長 梅 田 善 久

- 1 撤 去 理 由 香芝市自転車等の放置防止に関する条例
- 2 撤 去 年 月 日 平成 2 1 年 8 月 3 日
- 3 撤去対象区域 近鉄五位堂駅、近鉄下田駅、近鉄関屋駅、ＪＲ志都美駅
及びＪＲ香芝駅の各自転車等放置禁止区域内
- 4 保 管 場 所 香芝市自転車等保管所
- 5 引 取 期 間 撤去日より 6 0 日間
- 6 引 取 時 間 午前 9 時から午後 5 時
ただし、1 2 月 2 9 日から 1 月 3 日までは除く。
- 7 持 参 物 自転車等の鍵、印鑑、移動・保管費及び引取人の住所・氏名
が確認できるもの（運転免許証、学生証等）
- 8 連 絡 先 香芝市役所総務部地域安全課（ＴＥＬ 7 6 - 2 0 0 1）
香芝市自転車等保管所（ＴＥＬ 7 9 - 5 5 5 0）

香芝市告示第 9 2 号

香芝市内において、広告物を表示し、又は広告物を掲出する物件を設置してはならない地域、場所及び物件に掲出されていた広告物は別紙のとおり屋外広告物法第 7 条第 4 項及び同法第 8 条第 1 項に基づき、除却し保管しています。所有者等の方は至急引き取りに来て下さい。

尚、引き取りのない場合は、屋外広告物法第 8 条第 4 項の規定に基づき、当該広告物を廃棄します。

平成 2 1 年 8 月 3 日

香芝市長 梅 田 善 久

- 1 . 引取期間 公示の日から二週間（屋外広告物法第 8 条第 3 項第 1 号に規定する広告物については二日間）
- 2 . 引取方法 引き取り人がその広告物又は掲出物件の返還を受けるべき所有者等であることが確認できるものを掲示し、受領書及び誓約書と引き換えに返還する。
- 3 . 引取時間 午前 9 時から午後 5 時（土・日・祝日を除く）
- 4 . 連 絡 先 香芝市役所 都市整備部 都市計画課
TEL 0 7 4 5 - 7 6 - 2 0 0 1（内線 2 0 4）

香芝市告示第 9 3 号

近鉄五位堂駅、近鉄下田駅、近鉄関屋駅、ＪＲ志都美駅及びＪＲ香芝駅の各自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車及び原動機付自転車は、次のとおり香芝市自転車等の放置防止に関する条例第 9 条により、撤去し保管しています。所有者の方は、至急引取りに来て下さい。

なお、引取りのない場合は、同条例第 1 0 条第 3 項の規定に基づき、当該自転車等を処分します。

平成 2 1 年 8 月 1 1 日

香芝市長 梅 田 善 久

- 1 撤 去 理 由 香芝市自転車等の放置防止に関する条例
- 2 撤 去 年 月 日 平成 2 1 年 8 月 1 1 日
- 3 撤去対象区域 近鉄五位堂駅、近鉄下田駅、近鉄関屋駅、ＪＲ志都美駅
及びＪＲ香芝駅の各自転車等放置禁止区域内
- 4 保 管 場 所 香芝市自転車等保管所
- 5 引 取 期 間 撤去日より 6 0 日間
- 6 引 取 時 間 午前 9 時から午後 5 時
ただし、1 2 月 2 9 日から 1 月 3 日までは除く。
- 7 持 参 物 自転車等の鍵、印鑑、移動・保管費及び引取人の住所・氏名
が確認できるもの（運転免許証、学生証等）
- 8 連 絡 先 香芝市役所総務部地域安全課（ＴＥＬ 7 6 - 2 0 0 1 ）
香芝市自転車等保管所（ＴＥＬ 7 9 - 5 5 5 0 ）

香芝市告示第94号

香芝市内において、広告物を表示し、又は広告物を掲出する物件を設置してはならない地域、場所及び物件に掲出されていた広告物は別紙のとおり屋外広告物法第7条第4項及び同法第8条第1項に基づき、除却し保管しています。所有者等の方は至急引き取りに来て下さい。

尚、引き取りのない場合は、屋外広告物法第8条第4項の規定に基づき、当該広告物を廃棄します。

平成21年8月12日

香芝市長 梅田善久

1. 引取期間 公示の日から二週間（屋外広告物法第8条第3項第1号に規定する広告物については二日間）
2. 引取方法 引き取り人がその広告物又は掲出物件の返還を受けべき所有者等であることが確認できるものを掲示し、受領書及び誓約書と引き換えに返還する。
3. 引取時間 午前9時から午後5時（土・日・祝日を除く）
4. 連絡先 香芝市役所 都市整備部 都市計画課
TEL 0745 - 76 - 2001（内線204）

香芝市告示第 95 号

平成21年度軽自動車税納税通知書を郵送すべきところ、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法第20条の2及び香芝市税条例第18条の規定により次のとおり公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は、本市税務課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成21年 8月 13日

香芝市長 梅田善久

送達を受けるべき者

略

(注) 地方税法第20条の2の規定により、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。

香芝市告示第96号

平成21年度市民税・県民税納税通知書を郵送すべきところ、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法第20条の2及び香芝市税条例第18条の規定により次のとおり公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は、当市税務課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成21年8月13日

香芝市長 梅田善久

送達を受けるべき者 略

(注) 地方税法第20条の2の規定により、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。

香芝市告示第97号

平成20年度市民税・県民税納税通知書を郵送すべきところ、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法第20条の2及び香芝市税条例第18条の規定により次のとおり公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は、当市税務課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成21年8月13日

香芝市長 梅田善久

送達を受けるべき者

略

(注) 地方税法第20条の2の規定により、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。

香芝市告示第 98 号

平成21年度後期高齢者医療保険料納入告知書及び納付通知書を郵送すべきところ、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので高齢者の医療の確保に関する法律第112条及び地方税法第20条の2の規定により公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は、当市保険医療課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申し出があればいつでも交付します。

平成21年 8月14日

香芝市長 梅田 善久

送達を受けるべき者 略

(注) 地方税法第20条の2の規定により公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。

香芝市告示第 99 号

近鉄五位堂駅、近鉄下田駅、近鉄二上駅、ＪＲ五位堂駅及びＪＲ香芝駅の各自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車及び原動機付自転車は、次のとおり香芝市自転車等の放置防止に関する条例第 9 条により、撤去し保管しています。所有者の方は、至急引取りに来て下さい。

なお、引取りのない場合は、同条例第 10 条第 3 項の規定に基づき、当該自転車等を処分します。

平成 21 年 8 月 14 日

香芝市長 梅 田 善 久

- 1 撤 去 理 由 香芝市自転車等の放置防止に関する条例
- 2 撤 去 年 月 日 平成 21 年 8 月 14 日
- 3 撤去対象区域 近鉄五位堂駅、近鉄下田駅、近鉄二上駅、ＪＲ五位堂駅
及びＪＲ香芝駅の各自転車等放置禁止区域内
- 4 保 管 場 所 香芝市自転車等保管所
- 5 引 取 期 間 撤去日より 60 日間
- 6 引 取 時 間 午前 9 時から午後 5 時
ただし、12 月 29 日から 1 月 3 日までは除く。
- 7 持 参 物 自転車等の鍵、印鑑、移動・保管費及び引取人の住所・氏名
が確認できるもの（運転免許証、学生証等）
- 8 連 絡 先 香芝市役所総務部地域安全課（ＴＥＬ 76 - 2001）
香芝市自転車等保管所（ＴＥＬ 79 - 5550）

香芝市告示第 1 0 0 号

近鉄五位堂駅、近鉄下田駅、近鉄関屋駅、ＪＲ志都美駅及びＪＲ香芝駅の各自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車及び原動機付自転車は、次のとおり香芝市自転車等の放置防止に関する条例第 9 条により、撤去し保管しています。所有者の方は、至急引取りに来て下さい。

なお、引取りのない場合は、同条例第 1 0 条第 3 項の規定に基づき、当該自転車等を処分します。

平成 2 1 年 8 月 1 8 日

香芝市長 梅 田 善 久

- 1 撤 去 理 由 香芝市自転車等の放置防止に関する条例
- 2 撤 去 年 月 日 平成 2 1 年 8 月 1 8 日
- 3 撤去対象区域 近鉄五位堂駅、近鉄下田駅、近鉄関屋駅、ＪＲ志都美駅
及びＪＲ香芝駅の各自転車等放置禁止区域内
- 4 保 管 場 所 香芝市自転車等保管所
- 5 引 取 期 間 撤去日より 6 0 日間
- 6 引 取 時 間 午前 9 時から午後 5 時
ただし、1 2 月 2 9 日から 1 月 3 日までは除く。
- 7 持 参 物 自転車等の鍵、印鑑、移動・保管費及び引取人の住所・氏名
が確認できるもの（運転免許証、学生証等）
- 8 連 絡 先 香芝市役所総務部地域安全課（ＴＥＬ 7 6 - 2 0 0 1）
香芝市自転車等保管所（ＴＥＬ 7 9 - 5 5 5 0）

香芝市告示第 1 0 1 号

近鉄五位堂駅、近鉄下田駅、近鉄二上駅、ＪＲ志都美駅及びＪＲ香芝駅の各自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車及び原動機付自転車は、次のとおり香芝市自転車等の放置防止に関する条例第 9 条により、撤去し保管しています。所有者の方は、至急引取りに来て下さい。

なお、引取りのない場合は、同条例第 1 0 条第 3 項の規定に基づき、当該自転車等を処分します。

平成 2 1 年 8 月 2 0 日

香芝市長 梅 田 善 久

- 1 撤 去 理 由 香芝市自転車等の放置防止に関する条例
- 2 撤 去 年 月 日 平成 2 1 年 8 月 2 0 日
- 3 撤去対象区域 近鉄五位堂駅、近鉄下田駅、近鉄二上駅、ＪＲ志都美駅
及びＪＲ香芝駅の各自転車等放置禁止区域内
- 4 保 管 場 所 香芝市自転車等保管所
- 5 引 取 期 間 撤去日より 6 0 日間
- 6 引 取 時 間 午前 9 時から午後 5 時
ただし、1 2 月 2 9 日から 1 月 3 日までは除く。
- 7 持 参 物 自転車等の鍵、印鑑、移動・保管費及び引取人の住所・氏名
が確認できるもの（運転免許証、学生証等）
- 8 連 絡 先 香芝市役所総務部地域安全課（ＴＥＬ 7 6 - 2 0 0 1）
香芝市自転車等保管所（ＴＥＬ 7 9 - 5 5 5 0）

香芝市告示第 1 0 2 号

近鉄五位堂駅、近鉄下田駅、近鉄二上駅、ＪＲ五位堂駅及びＪＲ香芝駅の各自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車及び原動機付自転車は、次のとおり香芝市自転車等の放置防止に関する条例第 9 条により、撤去し保管しています。所有者の方は、至急引取りに来て下さい。

なお、引取りのない場合は、同条例第 1 0 条第 3 項の規定に基づき、当該自転車等を処分します。

平成 2 1 年 8 月 2 4 日

香芝市長 梅 田 善 久

- 1 撤 去 理 由 香芝市自転車等の放置防止に関する条例
- 2 撤 去 年 月 日 平成 2 1 年 8 月 2 4 日
- 3 撤去対象区域 近鉄五位堂駅、近鉄下田駅、近鉄二上駅、ＪＲ五位堂駅
及びＪＲ香芝駅の各自転車等放置禁止区域内
- 4 保 管 場 所 香芝市自転車等保管所
- 5 引 取 期 間 撤去日より 6 0 日間
- 6 引 取 時 間 午前 9 時から午後 5 時
ただし、1 2 月 2 9 日から 1 月 3 日までは除く。
- 7 持 参 物 自転車等の鍵、印鑑、移動・保管費及び引取人の住所・氏名
が確認できるもの（運転免許証、学生証等）
- 8 連 絡 先 香芝市役所総務部地域安全課（ＴＥＬ 7 6 - 2 0 0 1）
香芝市自転車等保管所（ＴＥＬ 7 9 - 5 5 5 0）

香芝市告示第 1 0 3 号

近鉄五位堂駅、近鉄下田駅、近鉄関屋駅、ＪＲ志都美駅及びＪＲ香芝駅の各自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車及び原動機付自転車は、次のとおり香芝市自転車等の放置防止に関する条例第 9 条により、撤去し保管しています。所有者の方は、至急引取りに来て下さい。

なお、引取りのない場合は、同条例第 1 0 条第 3 項の規定に基づき、当該自転車等を処分します。

平成 2 1 年 8 月 2 6 日

香芝市長 梅 田 善 久

- 1 撤 去 理 由 香芝市自転車等の放置防止に関する条例
- 2 撤 去 年 月 日 平成 2 1 年 8 月 2 6 日
- 3 撤去対象区域 近鉄五位堂駅、近鉄下田駅、近鉄関屋駅、ＪＲ志都美駅
及びＪＲ香芝駅の各自転車等放置禁止区域内
- 4 保 管 場 所 香芝市自転車等保管所
- 5 引 取 期 間 撤去日より 6 0 日間
- 6 引 取 時 間 午前 9 時から午後 5 時
ただし、1 2 月 2 9 日から 1 月 3 日までは除く。
- 7 持 参 物 自転車等の鍵、印鑑、移動・保管費及び引取人の住所・氏名
が確認できるもの（運転免許証、学生証等）
- 8 連 絡 先 香芝市役所総務部地域安全課（ＴＥＬ 7 6 - 2 0 0 1）
香芝市自転車等保管所（ＴＥＬ 7 9 - 5 5 5 0）

香芝市告示第 1 0 4 号

第 5 回香芝市議会定例会を地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 0 1 条の規定により、次のとおり招集する。

平成 2 1 年 8 月 2 7 日

香芝市長 梅 田 善 久

- 1 期日 平成 2 1 年 9 月 3 日
- 2 場所 香芝市役所 議場

香芝市告示第 1 0 5 号

近鉄五位堂駅、近鉄下田駅、近鉄二上駅、ＪＲ志都美駅及びＪＲ香芝駅の各自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車及び原動機付自転車は、次のとおり香芝市自転車等の放置防止に関する条例第 9 条により、撤去し保管しています。所有者の方は、至急引取りに来て下さい。

なお、引取りのない場合は、同条例第 1 0 条第 3 項の規定に基づき、当該自転車等を処分します。

平成 2 1 年 8 月 2 8 日

香芝市長 梅 田 善 久

- 1 撤 去 理 由 香芝市自転車等の放置防止に関する条例
- 2 撤 去 年 月 日 平成 2 1 年 8 月 2 8 日
- 3 撤去対象区域 近鉄五位堂駅、近鉄下田駅、近鉄二上駅、ＪＲ志都美駅
及びＪＲ香芝駅の各自転車等放置禁止区域内
- 4 保 管 場 所 香芝市自転車等保管所
- 5 引 取 期 間 撤去日より 6 0 日間
- 6 引 取 時 間 午前 9 時から午後 5 時
ただし、1 2 月 2 9 日から 1 月 3 日までは除く。
- 7 持 参 物 自転車等の鍵、印鑑、移動・保管費及び引取人の住所・氏名
が確認できるもの（運転免許証、学生証等）
- 8 連 絡 先 香芝市役所総務部地域安全課（ＴＥＬ 7 6 - 2 0 0 1）
香芝市自転車等保管所（ＴＥＬ 7 9 - 5 5 5 0）

香芝市選挙管理委員会告示第28号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第23条第1項及び第30条の7第1項の規定により、平成21年8月17日に選挙人名簿に登録する者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面並びに在外選挙人名簿に登録した者の氏名及び経由領事官の名称等を記載した書面を、次の日時及び場所で縦覧に供する。

平成21年8月14日

香芝市選挙管理委員会

委員長 黒松 健

縦覧日時	平成21年8月18日(水) (午前8時30分から午後5時まで)
縦覧場所	香芝市役所 4階 香芝市選挙管理委員会事務局

香芝市選挙管理委員会告示第29号

平成21年8月30日執行予定の衆議院議員総選挙・最高裁判所裁判官国民審査
における期日前投票所を次の場所に設ける。

平成21年8月14日

香芝市選挙管理委員会

委員長 黒松 健

期日前投票所名	香芝市期日前投票所
期日前投票所の場所	香芝市役所 2階 大会議室 (香芝市本町1397番地)

香芝市選挙管理委員会告示第30号

平成21年8月30日執行予定の衆議院議員総選挙における在外選挙人が期日前投票を行う期日前投票所を次の場所に設ける。

平成21年8月14日

香芝市選挙管理委員会

委員長 黒松 健

期日前投票所名	香芝市期日前投票所
期日前投票所の場所	香芝市役所 2階 大会議室 (香芝市本町1397番地)

香芝市選挙管理委員会告示第31号

平成21年8月30日執行予定の衆議院議員総選挙・最高裁判所裁判官国民審査
における開票事務を行う日時及び場所を次のとおり定める。

平成21年8月14日

香芝市選挙管理委員会

委員長 黒松 健

日	時	平成21年8月30日(日)	午後9時
場	所	香芝市総合体育館 (香芝市本町1437番地)	

香芝市選挙管理委員会告示第32号

平成21年8月30日執行予定の衆議院（小選挙区選出）議員選挙における公職選挙法第175条第2項の規定による氏名掲示の掲載順序のくじは、次の日時及び場所により行う。

平成21年8月14日

香芝市選挙管理委員会

委員長 黒松 健

日	時	平成21年8月18日(火)	午後5時15分
場	所	香芝市役所	4階 行政委員会室

香芝市選挙管理委員会告示第33号

平成21年8月30日執行予定の衆議院議員総選挙における公職選挙法第62条第2項及び第4項の規定による開票立会人を定めるくじは、次の日時及び場所により行う。

平成21年8月14日

香芝市選挙管理委員会

委員長 黒松 健

日	時	平成21年8月27日(木)	午後5時15分
場	所	香芝市役所	4階 行政委員会室

香芝市選挙管理委員会告示第34号

平成21年8月30日執行予定の衆議院（小選挙区選出）議員選挙における公職選挙法第144条の2第1項の規定によるポスター掲示場は別紙の場所に設置した。

平成21年8月14日

香芝市選挙管理委員会

委員長 黒松 健

平成21年8月30日執行予定

衆議院総選挙ポスター掲示場設置場所

香芝市選挙管理委員会

表 略

香芝市選挙管理委員会告示第35号

平成21年8月30日執行予定の衆議院議員総選挙・最高裁判所裁判官国民審査における香芝市期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者を別紙のとおり選任した。

平成21年8月14日

香芝市選挙管理委員会

委員長 黒 松 健

職務を行うべき日	期日前投票管理者		期日前投票管理者職務代理者	
	住所	氏名	住所	氏名
8/19	略	黒松 健	略	井上 雅祥
8/20	略	辻 幸藏	略	井上 雅祥
8/21	略	新野 庄信	略	井上 雅祥
8/22	略	黒松 健	略	井上 雅祥
8/23	略	辻 幸藏	略	井上 雅祥
8/24	略	黒松 健	略	井上 雅祥
8/25	略	辻 幸藏	略	井上 雅祥
8/26	略	新野 庄信	略	井上 雅祥
8/27	略	黒松 健	略	井上 雅祥
8/28	略	辻 幸藏	略	井上 雅祥
8/29	略	黒松 健	略	井上 雅祥

香芝市選挙管理委員会告示第36号

平成21年8月30日執行予定の衆議院議員総選挙・最高裁判所裁判官国民審査
における香芝市の投票所を別紙の場所に設ける。

平成21年8月14日

香芝市選挙管理委員会

委員長 黒松 健

投票区名	投票所の場所	
第1投票区	香芝市下田西二丁目1番12号	香芝市保健センター
第2投票区	香芝市下田東四丁目1番6号	(旧)下田公民館
第3投票区	香芝市逢坂三丁目330番地の1	(新)逢坂公民館
第4投票区	香芝市狐井240番地の1	狐井公民館
第5投票区	香芝市北今市三丁目189番地の3	北今市公民館
第6投票区	香芝市真美ヶ丘五丁目4番20号	真美ヶ丘西小学校体育館
第7投票区	香芝市五位堂四丁目257番地の1	五位堂公民館
第8投票区	香芝市良福寺781番地の1	良福寺集会所
第9投票区	香芝市鎌田683番地	鎌田公民館
第10投票区	香芝市別所969番地	別所公民館
第11投票区	香芝市瓦口172番地の1	瓦口公民館
第12投票区	香芝市磯壁五丁目13番3号	磯壁公民館
第13投票区	香芝市畑七丁目1番3号	畑公民館
第14投票区	香芝市穴虫1360番地の1	(新)穴虫西公民館
第15投票区	香芝市穴虫1181番地の1	穴虫二上公民館
第16投票区	香芝市関屋424番地の1	(新)関屋公民館
第17投票区	香芝市穴虫3131番地の27	関屋桜が丘公民館
第18投票区	香芝市上中731番地の1	上中南集会所
第19投票区	香芝市今泉282番地の1	下寺公民館
第20投票区	香芝市良福寺215番地の36	東良福寺公民館
第21投票区	香芝市関屋北三丁目9番13号	関屋近鉄住宅地自治会集会所
第22投票区	香芝市関屋北六丁目6番17号	せきや青葉台会館
第23投票区	香芝市西真美一丁目6番地の2	西真美自治会館
第24投票区	香芝市真美ヶ丘三丁目2番70号	真美ヶ丘東小学校体育館
第25投票区	香芝市旭ヶ丘三丁目1番地の3	旭ヶ丘小学校サブ体育館
第26投票区	香芝市高山台二丁目10番地の4	高山台集会所
第27投票区	香芝市旭ヶ丘四丁目12番地の6	香芝・旭ヶ丘ニュータウン自治会館

香芝市選挙管理委員会告示第37号

平成21年8月30日執行予定の衆議院議員総選挙・最高裁判所裁判官国民審査における各投票区の投票管理者及びその職務を代理すべき者を別紙のとおり選任した。

平成21年8月14日

香芝市選挙管理委員会

委員長 黒 松 健

投票区名	投票管理者		投票管理者職務代理者	
	住所	氏名	住所	氏名
第1投票区	略	松本 一夫	略	梶本 隆
第2投票区	略	阪口 允男	略	佐谷 妃佐子
第3投票区	略	田中 新八郎	略	北村 雅則
第4投票区	略	田中 修	略	山田 明良
第5投票区	略	中木 義一	略	杉本 好史
第6投票区	略	小坂田 亮二	略	藤井 彦史
第7投票区	略	辻 伸公	略	中川 智英
第8投票区	略	保田 裕明	略	藤田 芳則
第9投票区	略	汐見 定次	略	安田 勝彦
第10投票区	略	黒川 一夫	略	吉田 俊伸
第11投票区	略	奥田 芳幸	略	奥田 芳久
第12投票区	略	奥村 幸英	略	高谷 忠伸
第13投票区	略	高垣 正信	略	芦高 喜正
第14投票区	略	安川 昌輝	略	松村 かおる
第15投票区	略	萬慶 勝康	略	奥山 善弘
第16投票区	略	増井 庄逸	略	山田 恵三
第17投票区	略	御崎 清治	略	平岡 哲忠
第18投票区	略	古山 四郎	略	埜中 久寿
第19投票区	略	藤本 光庸	略	松田 武司
第20投票区	略	大嶋 拓夫	略	鵜 正幸
第21投票区	略	川端 吉宏	略	堀川 忍
第22投票区	略	大島 久美子	略	仲井 孝幸
第23投票区	略	早瀬 登	略	石井 成子
第24投票区	略	吉尾 弘	略	吉田 十朗
第25投票区	略	井上 俊雄	略	寺地 伸光
第26投票区	略	二俣 文昭	略	葛木 好昭
第27投票区	略	田中 康二	略	上平 健二

香芝市選挙管理委員会告示第38号

平成21年8月30日執行予定の衆議院議員総選挙・最高裁判所裁判官国民審査
における開票管理者及び職務を代理すべき者を次のとおり選任した。

平成21年8月14日

香芝市選挙管理委員会

委員長 黒松 健

開票管理者	黒松 健	住所 略
職務を代理すべき者	新野 庄信	住所 略

香芝市選挙管理委員会告示第39号

平成21年8月17日現在における地方自治法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数並びに市町村の合併の特例に関する法律第4条第11項及び第5条第15項に規定する選挙権を有する者の総数の6分の1の数並びに地方自治法第74条第1項及び第75条第1項並びに市町村の合併の特例に関する法律第4条第1項及び第5条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数は、次のとおりである。

平成21年8月17日

香芝市選挙管理委員会
委員長 黒松 健

3分の1の数	19,117人
6分の1の数	9,559人
50分の1の数	1,147人

香芝市選挙管理委員会告示第40号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第23条第1項及び第30条の7第1項の規定により、縦覧に供する選挙人名簿に登録した者の氏名及び住所等を記載した書面並びに在外選挙人名簿に登録した者の氏名及び経由領事官の名称等を記載した書面を、平成21年9月3日から同年9月7日までの間、毎日午前8時30分から午後5時まで、次の場所で縦覧に供する。

平成21年8月27日

香芝市選挙管理委員会

委員長 黒松 健

縦覧場所 香芝市役所 4階 香芝市選挙管理委員会事務局

香芝市農業委員会会議規則告示第9号

平成21年8月27日

香芝市農業委員会

会長 吉村 増雄

平成21年第9回香芝市農業委員会総会を下記のとおり招集する。

記

1 期 日 平成21年9月3日 午後1時30分

2 場 所 香芝市役所 3階 第1会議室

3 案 件 (1) 別紙議案のとおり

(2) その他

香芝市公告

香芝市が発注する下記工事について、事後審査型条件付一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の6の規定により公告します。

平成21年8月10日

香芝市長 梅田善久

記

1 入札に付する工事

(1) 工事名 香芝市立関屋小学校プール改築工事

(2) 工事場所 香芝市関屋北5丁目7番1号

(3) 工事概要 既設プール（コンクリート製）及び付属室、解体、撤去
プール新設（FRP）

大プール：25m×13m

小プール：10m×5m

付属室新設

機械室

更衣室

便所

器具庫

電気設備工事

機械設備工事

その他

プール濾過装置設置

災害用浄水装置設置

(4) 工期 契約日から平成22年3月25日

（現場作業にあたっては、施工期間及び時間に制約あり。）

2 入札に参加する者に必要な資格

平成21年度の香芝市建設工事競争入札参加資格者名簿に登録されている者のうち建築一式工事の許可を有し、次に掲げる条件をすべて満たしたものとします。

(1) 令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 公告日から落札決定までの間に、香芝市建設工事等の請負契約に係る指名停止措置要領による指名停止等の措置を受けていない者であること。

(3) 建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第15条

の規定による建築工事業の特定建設業の許可を受けていること。

- (4) 平成21・22年度の香芝市建設工事等に係る競争入札の参加資格格付け区分(市内業者)建築一式工事Aランク若しくは、奈良県内に本店又は、法第3条第1項に規定する営業所を有する者のうち、建築一式工事について、法第27条の23第1項の規定による経営事項審査(以下「経営事項審査」という。)の総合評点が1,000点以上のもの。(ただし、経営事項審査の審査基準日が公告日前の1年7カ月以内のものうち、直近のもの。)
- (5) 過去10年以内に公共団体が発注した学校建築工事で請負金額1億円以上の工事の元請実績を有すること。
- (6) 次の基準を満たす技術者をこの工事を行う期間中、専任で配置できる者であること。
 - (イ) 一級建築施工管理技士・一級建築士又はこれらと同等以上の資格を有する者。
 - (ロ) 監理技術者資格者証の交付を受けている者。
 - (ハ) 公告日以前に連続して3ヶ月以上の雇用関係にある者注) 営業所の専任技術者は、工事の監理技術者を兼務することはできない。
- (7) この入札に係る下記設計業務の受託者と資本又は人事面において関連がない者であること。
 - 社名：株式会社 ワールド設計
 - 住所：奈良県磯城郡田原本町三笠152-10
- (8) 会社更正法(平成14年法律第154号)の規定による更正手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく更正手続開始の決定を受けた者であっても更正計画が認可された者については、更正手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (9) 民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても再生計画が認可された者については、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

3 入札参加手続

- (1) この工事の入札に参加しようとする者は、事後審査型条件付一般競争入札参加申請書(以下「申請書」という。)を香芝市長に提出すること。
 - 注) 申請書の受付をされた者のみが、この入札に参加することができます。

申請書配付

申請書は、別に定める様式によるものとし、その申請書を次のように配付します。

(イ) 配付期間

公告日から

(ロ) 配付場所

香芝市本町 1 3 9 7 番地

香芝市役所総務部管財課（庁舎 4 階）

香芝市のホームページからもダウンロードできます。

申請書の受付

(イ) 受付期間

平成 2 1 年 8 月 2 4 日（月）

午前 1 0 時から午後 4 時まで

（但し、正午から午後 1 時を除く）

(ロ) 受付場所

香芝市本町 1 3 9 7 番地

香芝市役所総務部管財課

(ハ) 申請書の提出は、持参した場合に限り受付します。

(二) 提出部数は 2 部

（ 1 部は受付印を押し渡します。 ）

4 設計図書等の配布

(1) 入札参加申請の受付をした者には、「図面、仕様書、その他関係書類」
（以下「設計図書等」という。）の C D を次のとおり貸与します。

受付印のある申請書を持参してください。

その時に入札書も渡します。

注）貸与を受けない者は応札出来ません。

(イ) 配付日時

平成 2 1 年 8 月 2 6 日（水） 午前 1 0 時から午後 4 時まで

（但し、正午から午後 1 時を除く）

(ロ) 配付場所

香芝市本町 1 3 9 7 番地

香芝市役所総務部管財課（庁舎 4 階）

(ハ) その他

貸与を受けた C D は入札執行までに教育委員会事務局総務課に必ず返却してください。

(2) 設計図書等の質問については、その旨を記載した書面を次のとおり持参

してください。

(イ) 日時

平成21年9月7日(月)午前10時から正午まで

(ロ) 場所

香芝市本町1397番地

香芝市役所 教育委員会事務局 総務課(庁舎4階)

(3) 前記(2)の質問に対する回答書は、平成21年9月9日(水)午後3時に上記場所で渡します。

5 開札の日時・場所

(イ) 日時

平成21年9月17日(木)午前9時30分

(ロ) 場所

香芝市本町1397番地

香芝市役所 会議室棟第6会議室

6 入札の方法

(1) 郵便による入札

開札日前日までに郵便事業(株)香芝支店留 香芝市管財課行で一般書留又は簡易書留郵便で必着のこと。

注) 郵送日は開札日前日から10日前までの間とします。

(郵便入札の要領は香芝市のホームページに掲載)

(2) 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札金額としますので、入札者は、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

(3) 入札回数は、2回を限度とします。

7 最低制限価格

設定あり

8 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 免除

(2) 契約保証金 免除(ただし、契約金額の100分の10以上の公共工事履行保証証券による保証を付すこと)

9 入札の中止

この入札手続途中で、入札参加可能者が2者未満となったときあるいは、入札時に入札参加者が2者未満となった場合は、その段階で入札手続または入札を中止します。

10 事後審査

開札会場にて落札候補者と認められた者について、競争入札参加資格確認申請書及び確認資料の提出を求め、後日審査し落札者を決定します。

(イ) 提出を求めた書類に虚偽の記載をした者は失格とします。

(ロ) 事後審査資料作成に要する経費は、提出者の負担とします。

(ハ) 提出された資料は、返却しません。

11 事後審査書類の提出期限

競争入札参加資格確認申請書及び確認資料の提出期限は落札候補者の通知を受けた日の翌日とします。

12 入札の無効

この公告に示した入札に参加する資格のない者の入札、香芝市契約規則第7条及び香芝市郵便入札要綱第10条に該当する入札は、無効とします。

13 その他

(1) 問い合わせ

不明な点については、香芝市役所総務部管財課（0745-76-2001内線481・482）まで問い合わせてください。

香芝市公告

大和都市計画事業志都美駅西土地区画整理事業の事業計画の変更を行ったので、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第55条第13項において準用する同条第9項の規定により、下記の事項を公告する。

平成21年8月31日

香芝市長 梅田善久

土地区画整理事業の名称	大和都市計画事業志都美駅西土地区画整理事業
施行者の名称	香芝市
施行地区	香芝市上中
事業の施行期間	平成18年4月7日から平成24年3月31日
事務所の所在地	香芝市狐井410番地 香芝市都市整備部 区画整理課事務所
事業計画決定の年月日	平成18年4月7日
事業計画変更の年月日	平成21年8月31日

平成21年 8月26日

香芝市教育委員会公告8号

香芝市教育委員会

委員長 船木 克容

平成21年第8回香芝市教育委員会を下記のとおり招集する。

記

- | | | |
|------|---|---|
| 1. 日 | 時 | 平成21年 8月31日(月)
午後2時00分より |
| 2. 場 | 所 | 香芝市役所 会議室棟第3会議室 |
| 3. 案 | 件 | (1) 香芝市体育施設条例を制定することについて
(2) 香芝市都市公園条例の一部を改正することについて
(3) 香芝市体育施設条例施行規則を制定することについて
(4) 香芝市有料公園施設の管理に関する規則を改正することについて
(5) 香芝市教育委員会後援等名義使用承認について
(6) 香芝市教育委員会が管理する行政文書の開示に関する専決処分の
報告及び承認について
(7) その他 |